

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第54号
件 名	区の主なまちづくり関連条例等に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」という一文を盛り込むことの検討を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

請願理由

区内で開発・建設を計画する事業者において、「文京区都市マスタープラン（都市マス）の趣旨に整合するよう努めること」を認識することが極めて重要であることは、多くの文京区民において異論のないところだと思います。そしてそのことを文京区の主なまちづくり関連の条例等に明記することで、「都市マス」を詳細に理解せずに建物を設計・建設する事業者がいなくなるようにすれば、これまで以上に建築紛争を未然に防止する効果が期待できます。

事業者の中には、合法・適法であれば文京区が持つイメージやシンボル（注1）を毀損しても構わないかのような開発計画や建設工事を半ば強引に進めようとしたり、僅かばかりの譲歩を以て隣接・近隣区民の声を良く聴いた証しとして計画を強いようとしたりするケースが後を絶たず、紛争を予防する現在の条例や要綱等では窓口対応で歯止めがかけられているとは言い難い状況になっています。一度、紛争に発展してしまえば長期に及び、地元区民の疲弊も著しいものがあります。

条例に明記したからといって、すぐに建築紛争がゼロになるわけではありませんが、事業者に「都市マスに沿う」ということの自覚を促し、条例や要綱等の運用をより円滑かつ実効性の上がるようにする効果が見込まれることは間違いありません。

まちづくり関連の条例等に「都市マスの趣旨に整合するよう努めること」と書いてあれば、住環境課の窓口で担当者が「都市マス」の趣旨を踏まえるよう改めて話す必要も減り、「都市マス」を所管する都市計画課の担当者を紹介し、改めて詳しく説明をする手間も省けます。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくようお願いいたします。

（注1）現在の「文京区都市マスタープラン」には「魅力を生かすまちづくりに向けて」として「文京区においては、多くの大学が立地していることにより、教育環境が良く文化性が高い『文教のまち』というイメージが定着し、大学と連携した産業集積の形成にもつながっています」とあり、「土地利用方針」には「『文教のまち』のシンボルとなる教育施設」との記載があります。

請願事項

- 1 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第四条「当事者の責務」、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第五条「建築主等の責務」に、当事者あるいは建築主等は「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」等の趣旨の文言を盛り込むべく検討してください。